

弁護士に聴く



弁護士 庄司俊哉

52

セクハラ被害の申告に対し雇用主が適切な措置を怠つたら?



セクハラ被害申告があつたが、雇用主が適切な措置を怠ると、何かペナルティがあるのでしょうか。地方裁判所のある支部の判決ですが、興味深い事例があつたのでご紹介します。

【 事 案 】

X（男性）は学校法人M学園に雇用され、M学園が経営する大学の非常勤講師であった。

Xが授業中、学生Y（男性）がXの臀部を触ったとのことで、XがM学園にセクハラ被害を申告したが、M学園が適切な方策を講じなかつたとして、Xは、加害者Y及びM学園に慰謝料を求める訴訟を提起した。

は、「事実を否認している」にもかかわらず、早い段階から謝罪の意向を表明する「本件紛争のポイントの一つともいうべき事情についての供述を避けようとする態度」であり、Yの供述の信用性には疑問があるとし

【M学園に対する請求について】

YはM学園からの聞き取りに対し、「Xの臀部に触つたかもしれないが記憶にない」「もしX先生が怒っているのであれば、記憶にないが謝りたい」等述べたところ、裁判所(千葉地方裁判所松戸支部H28・11・29判決・労働判例No.1174号79頁)は、「事実を否認しているにもかかわらず、早い段階から謝罪の意向を表明するというのには、不可解」とし、「本件紛争のポイントの一

（個人的な怨恨等）は、全くうかがうことはできない」として、YによるXの臀部を触った行為は「存在した」と認定しました。ただ裁判所は、Yは「自身の性欲を刺激興奮させ満足させるという性的意図の下に及んだもの」ではないことと、Yの年齢（20歳前後）を考慮して、慰謝料額を10万円と算定しました。この点は男性から男性へのいたずら的なセクハラ行為の慰謝料額として参考になろうかと思います。

ました またXにおいて
「虚偽の事実を主張してまで



事情聴取を行ったが、いずれもYは明確にはセクハラ行為を認めず、さらにM学園は、授業に参加したと思われる20名の学生に対し電話をかけたが、聴取できた4名からはいずれもXとYのトラブルについて特段の事情を聴きとれませんでした。その後、M学園ではハラスメント調査委員会が開催され、結局、「Xの主張するハラスメントに該当する事実は認められない」と結論づけました。

被害者Xはこの手続と結果に対し不満を持ったのですが裁判所は、M学園担当者によるYからの事情聴取について担当者がその後にXに対し「Yからの謝罪を受け入れてもらえないか」の発言したこと等から、「YがXの臀部に触った可能性は否定できないという印象」を有していたのに、他の学生への綿密な調査を行わなかつたことから担当者らの印象は右の印象から変わらなかつたであろうこと、にもかかわらずハラスメント調査委員会は新たな調査もせず理由の明示のないまま「セクハラに該当する事実は認められない」としたことなどからすると、M学園は「当

(庄司法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源
安孝

事情聴取を行つたが、いずれもYは明確にはセクハラ行為を認めず、さらにM学園は、授業に参加したと思われる20名の学生に対し電話をかけたが、聴取できた4名からはいずれもXとYのトラブルについて特段の事情を聴きとれませんでした。その後、M学園ではハラスメント調査委員会が開催され、結局、「Xの主張するハラスメントに該当する事実は認められない」と結論づけました。

被害者Xはこの手続と結果に対し不満を持ったのですが、裁判所は、M学園担当者によるYからの事情聴取について、担当者がその後にXに対し「Yからの謝罪を受け入れてもらえないか」の発言をしたこと等から、「YがXの臀部に触った可能性は否定できない」という印象を有していたのに、他の学生への綿密な調査を行わなかつたことから、担当者らの印象は右の印象から変わらなかつたであろうことを、「セクハラに該当する事実は認められない」としたことなどからすると、M学園は「当然から何もなかつたかのように事態を収束させたいという考え方を有していたことが推認され、調査委員会がセクハラを否定することで早期決着を図つたことが推認される」として被用者であるXについて不利な結論を下した」もので、裁判所は「不十分な調査によって被用者であるXについて不利な結論を下した」もので、労働契約上の義務に反する慰謝料として「Xがすでに再就職を果たしていることを含め、諸々の事情を総合すると80万円が相当であり、弁護士費用相当損害金も8万円が相当である」としました。

Xが他社に就職できていなかつた場合には、もつと高額になる可能性もあるかもしれません。そういうことからも、ハラスメントに対する雇用主の対応は、できる限り専門家の助言を仰いで、慎重に行われることが望ましいでしょう。